

第32号様式 診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届

どんなときに

- ・診療用エックス線装置等を更新、増設、減少させたとき
※型式番号等が同一のエックス線装置を更新する場合は、届け出の必要はありません。
- ・エックス線診療室の構造設備等を変更したとき

いつまでに

変更後 10 日以内

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は届出者控え）

- ・第32号様式 診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届

<更新、増設する場合は以下の書類を添付>

- ・第21号様式 診療用エックス線装置設置届※添付書類としてご提出ください
- ・エックス線診療室の平面図、側面図（管理区域が明示されているもの）
- ・しゃへい計算書
- ・漏洩線量測定結果表
- ・その他、装置一覧表、当該エックス線装置のカatalog等あれば提出してください。

注意・その他

- ・エックス線室を設けていない施設が新たにエックス線室を設ける場合は、構造設備の変更として「第5号様式 病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書」や「第8号様式 病院・診療所・助産所開設許可届出事項一部変更届」、有床医療機関であれば「第19号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書」が必要になる場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。